

和光市図書館地域資料収集方針

(趣旨)

第1条 この方針は、和光市図書館資料収集方針が定める資料のうち、地域資料の収集及び保存に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 和光市図書館では、地域で発生するあらゆる資料を「地域資料」として扱うものとする。

(収集範囲)

第3条 図書館は、次に掲げる資料について積極的に収集するものとする。

- (1) 和光市に関する内容の資料
- (2) 埼玉県及び近隣市町村に関する資料で基本的なもの及び和光市に関係が深い資料
- (3) 著作者が和光市の出身者、在住者、団体等の資料及び当該著作者の記述がある資料
- (4) 和光市に関する逐次刊行物

(収集対象)

第4条 収集する資料は、刊行物を主とし、必要に応じて録音資料、映像資料、電子資料等を収集するものとする。

(収集方法)

第5条 図書館は、次に掲げる方法により資料を収集するものとする。

- (1) 市販される資料は極力購入に努めるものとする。
- (2) 和光市の行政機関・教育機関が発行した資料は、各機関に対し発行後速やかに寄贈を依頼するものとする。また図書館としても積極的に収集に努めるものとする。
- (3) 市民及び団体からの寄贈資料についても積極的に収集するものとする。
- (4) 収集できない資料は著作権法等に配慮した上で、可能であれば複写により収集するものとする。

(収集部数)

第6条 和光市の発行物は3部以上収集するものとする。

(貸出用資料と館内用資料の扱い)

第7条 図書館は、貸出できる資料を増やすよう努めるものとする。

2 本館においては館内用資料を充実させ、詳細な調査への対応を行うものとする。

(保存)

第8条 和光市に関する資料は複本を除き、原則として除籍しないものとする。

附 則

この方針は、平成29年4月1日から施行する。